

幼児の健全育成について
答申書

平成23年3月24日

守口市すこやか幼児審議会

はじめに

守口市すこやか幼児審議会は、平成 22 年 10 月 1 日に守口市長より「幼児の健全育成について」の諮問を受けた。

近年、少子化の進行や核家族化、就労形態の多様化、働く女性の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。少子化の進行は、子ども同士の交流の機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身の健やかな成長に影響を与えることが懸念されている。

本審議会では、このような状況を踏まえて、子育て支援サービスの現状、公・民保育所の違い、幼稚園が置かれている状況、就学前児童数の推計、子育て支援事業、保育時間及び保育所事業内容などについて、合計 7 回にわたり慎重に審議を重ねた。

審議のなかで、各委員より出された様々な意見を集約し、守口市の次世代を担うすべての子どもたちが、健やかに育つことができるよう、子育て支援のあり方について、ここに答申する。

1 守口市の子育て支援の経過と現状

守口市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての急激な都市化の進展に伴う保育ニーズの増大に対応するため、公立保育所の整備が進められてきた経過があり、公立保育所は市の保育施策の先駆的な役割を果たしてきた。

昭和 57 年には外島保育所を設置し、公立保育所 20 園、社会福祉法人立保育所 3 園の計 23 園の認可保育所の体制となり、人口急増期における市民の保育ニーズに対応してきたところである。

また、公立幼稚園にあっては、昭和 58 年に 13 園から 7 園に統廃合され、生涯にわたる人間形成の基礎を培う場として、就学前教育の充実に取り組んできたところである。

しかしながら、保育所においては待機児童の解消が進まず、多様化する市民の保育ニーズに十分に応えられていなかったこと、また、幼稚園では少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などにより、入園児童は減少の一途を辿っている状況にあった。

このように、当時の就学前児童に対する施策は保育所、幼稚園の施設整備を中心に進められてきた経過があり、両施設ともそれぞれのあり方に大きな問題を抱えていた状況と同時に、在宅子育て家庭への支援の観点が希薄で、就学前児童施策の抜本的な見直しが必要とされていた。

このため、平成 13 年 3 月 21 日の守口市すこやか幼児審議会の答申を踏まえ、平成 14 年度から 16 年度にかけて公立保育所 8 園を民間へ移管し、保育所の再編整備を行うとともに、幼稚園では子育て支援機能の充実

に努め、同時に、在宅子育て家庭への総合支援拠点として、平成 14 年 6 月に市子育て支援センターを設置したところである。

そして現在、民間保育所の建て替えによる入所枠の拡大や定員の弾力化などにより待機児童は低位で推移しており、民間保育所では一時預かり事業、延長保育事業、地域活動事業など国の指定する様々な特別保育事業に積極的に取り組み、保育内容の充実を図っている。

子育て支援センターでは、在宅子育て家庭への具体的な支援として、育児・子育てに関する相談、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する情報の提供、また、子どもの年齢に応じた講座・講習の開催など様々な在宅子育て支援事業を実施している。

この他、民間保育所 4 園で、地域子育て支援拠点事業を実施するとともに、その他の民間保育所や公立保育所でも育児相談や園庭開放に取り組み、地域の在宅子育て家庭の支援を行っているところである。

また、幼稚園では、今後の公立幼稚園のあり方として、未就園児も含めた子育て支援の中核施設としての位置づけや適切な集団教育、効率的な運営という視点から施設規模及び学級規模の適正化を図るための取組がはじめられている。

2 就学前児童が育つ場所としての課題

子どもの心身共に健全な発育・発達の基本は家庭であり、親は家庭における監護・養育の重要性を強く自覚し、家庭での育児力・教育力を向上するため、子どもに対する愛情と子育てへの見識を高める絶え間ない努力が必要である。

しかしながら、共働き家庭が仕事と子育ての両立に悩む一方で、在宅での子育て家庭は子育てに対する不安が強まるなど、それぞれの悩みは一層、深刻の度を増し、親の力だけでは子育てに対する責任を果たすことが困難となり、子育て家庭をサポートする様々な支援策が求められてきた。

こうした状況を受け、現在、本市では子育て家庭への支援として保育所、幼稚園、子育て支援センターをはじめ、必要とされている種々の子育て支援施策を講じているところである。

しかし、現下の厳しい経済状況や雇用情勢から、保護者の就労形態は多様化し、共働き世帯の増加に加え、少子化が大きく進行しているなかで、現状の本市における子育て支援策が、子育て家庭が求めているニーズに沿った施策となっているのか、十分に周知されているのか、また、今後の就学前児童の動向を踏まえた適切な状況となっているのか、など十分な精査が必要である。

保育所においては、入所状況を見ると民間保育所が定員の弾力化など、その柔軟かつ機動性を生かした対応により、ほとんどの園で定員を上回っている状況に対して、公立保育所は大きく定員割れを生じている園が見受けられ、非効率的な保育所運営となっている。

また、多様化する保育ニーズに応えるためには、市全体の保育サービスを質・量ともに向上させていく必要があるが、公立保育所 12 園では運営にかかる経費が平成 21 年度決算で年間約 24 億 5000 万円を要し、これは民間保育所 11 園の経費、約 15 億 2000 万円と比較しても多大な負担となっており、さらに、公立保育所の運営経費はすでに一般財源化され、市の厳しい財政状況とも相まって、保育サービスの向上を阻害する大きな要因になっている。

幼稚園においては、公立幼稚園は 2 年保育を実施しているが、平成 22 年 4 月 1 日現在、7 園の定員数 884 人に対して 347 人とその充足率は 40% を割る状況にあり、少子化などに伴う園児数の減少とともに、在園する子どもの割合も減少し、今後とも続くことが予想されている少子化傾向のなかで、さらに園児数の減少が進んでいくことが懸念される。

また、在宅子育て家庭の児童数は、就学前児童数全体の 43% を超え、特に、3 歳未満児にあつては 71.3% となっている。こうした在宅子育て家庭にとって子育て支援事業への参加は、子育てに関する様々な知識やノウハウを習得する貴重な場であり、今後、より一層の充実が求められる。

保育所、幼稚園への通園児童も含めて、子育てについては家庭が担うべきものであるが、子どもが将来の社会を担う存在であることを考えると、子どもの健やかな成長を基本に、親が子育てしやすい環境づくりのため、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で支援していく視点が重要である。

平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間を前期計画、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を後期計画として、数値目標を含めた守口市次世代育成支援行動計画を策

定し、「生まれてよかった 育ててよかった ふるさと もりぐち」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援に取り組んでいる。

こうした計画の速やかな実現はもとより、今後、保育所、幼稚園のあり方をはじめ現状の市の子育て支援施設や施策については、子育てに対する不安や負担感が増大するなかで、子育て支援に対する市民の期待感は一層、高まっており、今後の就学前児童の動向や地域環境の変化に機敏に対応するとともに、市民のニーズに的確に対応した施策の実施が求められる。

3 今後の在宅子育て家庭への支援のあり方

これまで守口市の在宅子育て家庭への支援としては、市子育て支援センターを拠点施設として、保育所や幼稚園でも様々な支援事業を実施してきたところである。

しかしながら、核家族化や地域の連帯意識が希薄化する中で、在宅で子育てを行っている家庭は、育児への不安や悩みを抱え、孤独感に陥り、深刻な場合には、育児ノイローゼや児童虐待につながる可能性もある。

今後、これらの子育て家庭の親が抱える子育ての不安や負担感を解消し、家庭における育児力・教育力の向上を図るための施策の充実が求められており、地域、行政がこうした家庭の子育て力の向上を支えていく体制の強化が必要とされている。

現在、市内5カ所で親子の交流事業が展開されているが、子育て中の親子が、同じような状況に置かれている親子とふれ合い、子育ての悩みや喜びを分かち合うことができるような交流の場や必要に応じて相談できるような場は、家庭における親の育児力や教育力を高めていくことはもとより、親が心身ともにリフレッシュできる場としてその効果が大いに期待される。

また、こうした親子の交流事業は、身近なところで親子が気軽に参加できる場所に設置されていることが望ましく、現在、公立施設1カ所（市子育て支援センター）、民間施設4カ所（民間保育所）で実施されているが、市内東部地域では、民間保育所1カ所のみの実施となっている。

幸い、同地域には公立の施設として児童センターが設置されており、現

在においても就学前児童とその保護者を対象とした事業を行っているが、同センターにおいて、一層、在宅子育て家庭の支援のための事業の拡充が望まれる。

このことは、同センターが新たな子育て支援にかかる事業を推進するために設立されたことを考慮すると、その趣旨・目的にも沿うものであり、施設の有効活用の面からも有為であると考ええる。

さらに、こうした交流事業を公民館などで積極的に行うなど、更なる地域的な展開が求められている。

また、現在、市子育て支援センターで実施されている相談や子育て支援講座・講習会などは利用者も多数に及んでおり、特に、講座・講習会は、年齢別・テーマ別に年間 20 数回実施され、時としてキャンセル待ちといった状況が生じている。

しかし一方では、各施設でどのような事業が行われているのか情報量の不足等により、求めている情報が得られず、子育て家庭の積極的な利用の妨げになっていることが見受けられる。

今後、家庭における子育て力の向上を図るため、育児相談や講座・講習会など子育て支援事業を子育て中の親子の視点に立って、内容の充実や機会の拡充など質・量ともに充実に努めるとともに、ホームページや市広報紙での積極的な情報の発信をはじめ、必要としているすべての家庭が利用できるような体制づくりが必要である。

また、現在、親が急な用事などで子どもを預ける必要がある場合、市民同士の相互援助活動としてファミリー・サポート事業を実施しているが、こうした活動は、地域における子育て支援に対する意識の醸成にもつなが

り、今後とも家庭と地域を結ぶための活動の強化が必要である。

そして、これまで行政の子育て支援事業は、家庭の自発的な参加の意思に委ねた事業が重きを占めてきたが、ともすれば児童虐待につながるような家庭など、特に深刻な状況に置かれている家庭への有効な支援として、行政側から積極的に働きかける新たな施策の検討も必要と思われる。

4 今後の就学前児童施設のあり方

(1) 公立保育所のあり方

保育所については、現下の社会経済情勢や雇用情勢のなかで需要も高く、保育施策の充実、次代を担う子どもたちを健やかに育成支援するための施策のなかでも重要な課題であり、市全体の保育サービスを質・量ともに向上させていく必要がある。

しかし、平成 16 年度までに実施された民間移管以降、市内各地域において公立保育所、民間保育所がほぼ均等に整備されたが、民間保育所では定員の弾力化や多様な保育サービスなどの充実が図られ、公立保育所と比較して総体的に高い入所率を示している。

このことから多くの保護者が公・民の選択肢の中から子どもや保護者自身のニーズに対応した保育所として、公立保育所よりも民間保育所を選択していることがうかがえる。

また、保育所に対する経費負担制度の有様等から見て、公立保育所での新たな保育サービスを民間保育所と同等に実施することは困難であり、このままでは公立保育所においては、入所児童の恒常的な定員割れという非効率的な保育所運営が続くことが予測される。

したがって、公立保育所では地域の保育環境を配慮したうえで、受け入れの児童数に応じた適正規模数の見直しについて早急に検討する必要があるとともに、待機児童の解消を念頭に置きながら、個々の保育所での児童の受け入れ体制の見直しなど、効率的な保育所運営を検討すべきである。

保育内容については、守口市では「障害のある子どももいない子どもも共

に育ち合う保育」の観点から、これまでから公立、民間ともに福祉的ニーズの高い児童について受け入れを行ってきた。

待機児童の解消に向けた入所枠の拡大などについては、柔軟性、機動性において優れている民間保育所がその特性を発揮しやすいと考えるが、特に重度の障害を持つ児童の受け入れなどについては、地域におけるセーフティーネットとしての役割を果たす観点から、今後とも公立保育所が積極的に担うべき分野であると考えている。

また、公立保育所では運営経費の問題など厳しい状況下にあるが、配慮を必要とする児童を積極的に受け入れることはもとより、実施条件の整った保育所においては、保護者の切実な保育ニーズに応えることができるような体制を整え、地域の子育て支援事業も視野に入れ、可能な限り積極的な保育施策の実施が望まれる。

(2) 新たな保育施策

近時、守口市では全体的な就学前児童数の減少が認められるものの、地域によっては駅前開発等により児童数が急増している地域もあり、ターミナル駅周辺の通勤の便利な場所での保育施設の設置は、仕事と子育ての両立支援のためにも有用であり、電車などの交通機関を利用して通勤している保護者にとっては力強いサポートとなる。

(3) 公立幼稚園のあり方

幼稚園については、学校教育法や幼稚園教育要領により原則的な保育時間等が定められているが、少子化の進行や子育て家庭を取り巻く環境の変

化から現状の子育て家庭のニーズに適応した状況とはなっていないことが認められる。

特に、公立幼稚園は、公立、民間の幼稚園、保育所など就学前児童施設のなかでも最も入所率の低い状況となっており、非効率的な運営という面では公立保育所を上回っている状況にある。

現在、適切な集団教育、効率的な運営という視点から施設規模及び学級規模の適正化を図るための取組が始められているところであるが、こうした取り組みのより一層の迅速な対応が強く求められる。

おわりに

今後さらに少子化が進み、就学前児童の減少をはじめとして、家族形態や社会状況が大きく変化する中で、守口市における保育施策を質及び量を充実させ、地域社会が全体で子育て支援を図っていくことが、幼児の健全育成を検討する上で、最も重要である。

この視点から、守口市すこやか幼児審議会では活発な議論が展開された。当審議会委員は、市民公募の委員を含め、それぞれ専門的な立場から参画しており、その専門的な見地から諮問内容について現行制度を前提として議論を行った。

また、政府においては、少子化対策基本法の施策大綱として「子ども・子育てビジョン」を閣議決定した。これを受け、「子ども・子育て新システム検討会議」で検討が行われ、平成 25 年度から幼稚園と保育所の双方の機能を持つ「こども園」を創設し、認可権限を一つの役所に集約している。このように、国においては、保育制度をめぐる、抜本的な改革の議論がなされており、今後その動向も注視しなければならない。

本答申をもとに、守口市として、子育て支援のあり方について十分に検討を加え、計画を策定され、次世代を担う子どもたちのための施策を推進されることを期待する。